

○静岡県借上型公営住宅制度要綱

平成13年11月6日

告示第940号

静岡県借上型公営住宅制度要綱を次のように定める。

静岡県借上型公営住宅制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)の規定に基づき、静岡県の行う公営住宅の借上げに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 借上型公営住宅 静岡県が公営住宅として借上げ、低額所得者に転貸するための住宅及びその附帯施設(自転車置場、ごみ置場等)をいう。
- (2) 借上型共同施設 静岡県が借上型公営住宅の入居者のために必要と認め、当該入居者に使用させ、又は転貸するために借上げる施設(児童遊園、集会所等)をいう。
- (3) 土地所有者等 土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者をいう。

(事業計画の申請及び承認)

第3条 借上型公営住宅及び借上型共同施設(以下「借上型公営住宅等」という。)を建設しようとする土地所有者等は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする土地所有者等は、県の募集に応じて借上型公営住宅等の建設に係る事業計画(以下単に「事業計画」という。)を作成し、知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が次条に定める承認の基準に適合し、かつ、県が公営住宅として借上げ、転貸するために適当な賃貸住宅であると認めるときは、事業計画の承認をすることができる。

4 知事は、前項の承認に当たっては、別に定めるところにより組織した静岡県借上型公営住宅選定会議に事業計画を審査させるものとする。

5 知事は、第3項の承認前に、当該申請に係る借上型公営住宅等の借上料について、申請者と協議するものとする。

6 第2項、第3項及び前項の規定は、事業計画の変更を行おうとする場合において準用する。

(承認の基準)

第4条 借上型公営住宅等は、借上型公営住宅等の建設の事業に関する資金計画が当該計画を確実に遂行するため適切なものであることのほか、静岡県県営住宅条例（昭和36年条例第26号）第1章の2に規定する県営住宅の整備基準に適合するものでなければならない。

(事業計画の承認等の通知)

第5条 知事は、事業計画の承認をしたとき、又は不承認としたときは、その旨を申請者に通知しなければならない。この場合において、不承認とするものにあつては、その理由を付さなければならない。

(賃貸借予定に関する協定の締結)

第6条 知事は、第3条第3項の規定により承認を受けた土地所有者等(以下「承認事業者」という。)と、当該事業計画に係る住宅を借上型公営住宅等として契約することの約定及び第8条に規定する借上賃貸借契約に関する事項その他必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。

(報告及び調査)

第7条 知事は、承認事業者に対し、借上型公営住宅等の建設等に係る設計、監理及び工事の状況について報告を求めるとともに、当該職員をして調査させることができる。

2 知事は、借上型公営住宅等の建設等に係る工事完了後、速やかに、当該職員をして完成検査を行うものとする。

(借上賃貸借契約)

第8条 知事は、第3条第3項の規定により承認した事業計画(同条第6項の規定により準用する同条第3項の規定による事業計画の変更の承認をしたものについては、当該変更後の事業計画)に従って建設された借上型公営住宅等について、承認事業者と20年を契約期間とする賃貸借契約を締結するものとする。

(整備費に対する補助)

第9条 知事は、静岡県借上型公営住宅建設費補助金交付要綱(平成13年静岡県告示第941号)により承認事業者に対し、借上型公営住宅等の建設に要する費用の一部を補助することができる。

(借上型公営住宅等の用途の終了)

第10条 第8条に規定する契約を締結した借上型公営住宅等は、当該賃貸借契約の借上期

間を経過した時点において、その用途が終了するものとする。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則(平成25年7月9日告示第615号)

この告示は、公示の日から施行する。